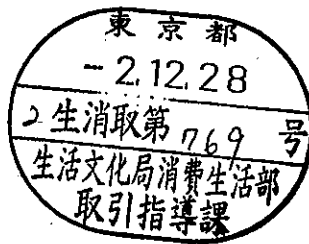


社援発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長



厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式等については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行うこととしている。

ついては、当職から発せられた以下の通知の改正の内容について、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう配慮されたい。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)(別添 1、2)及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組むようお願いしたい。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

① 180 日を超えて入院している患者の取扱いについて(平成 14 年 3 月 27 日社援発第 0327028 号)【参考資料 1-1】

別紙 3

② 共済事業向けの総合的な監督指針の策定について(平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号)【参考資料 1-2】

別添様式 1 から 42 まで及び様式 II-3-12-3 (3)

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

① 高額寄付者に対する厚生大臣感謝状の贈呈について(昭和 59 年 9 月 12 日社庶第 104 号)【参考資料 2】

別紙様式(1)

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

① 生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号)

【参考資料3-1】

・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。

様式12、様式19、様式23の7

・本文、様式11、様式13、様式16、様式17、様式18の1、様式18の1の2、様式18の1の3、様式25、様式26の1、様式26の2、様式26の3を【別添3-1】のように改める。

② 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号)【参考資料3-2】

・本文第9の1中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添3-2】

③ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて(昭和63年5月27日社施第85号)【参考資料3-3】

・次に掲げる様式中、「(印)」を削る。

別紙様式(1)、別紙様式(4)、別紙様式(8)

・別紙様式7を【別添3-3】のように改める。

④ 生活保護法施行細則準則について(平成12年3月31日社援第871号)【参考資料3-4】

・次に掲げる様式中、「㊟」又は「印」を削る。

別添1~3、様式第12~15号、様式第27号、様式第30号、様式第33号、様式第34号

・様式10、様式20、様式23を【別添3-4】のように改める。

⑤ 社会福祉推進事業実施要領第3条第2項に規定する社会福祉推進事業評価委員会運営要領について(平成23年12月6日社援発1206第4号)【参考資料3-5】

・本文及び別紙を【別添3-5】のように改める。

⑥ 社会福祉推進事業実施要領について(令和2年3月31日社援発0331第21号)【参考資料3-6】

・別添様式を【別添3-6】のように改める。

⑦ 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日社援発0327第2号)【参考資料3-7】

・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。

第1様式3、第3様式1、第3様式4、第3様式5、第3様式6

・本文及び次に掲げる様式を【別添3-7】のように改める。なお、第2様式1-2については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第209号)の改正に伴い、性別欄の削除も併せて行う。

第1様式1、第1様式2、第2様式1-1A、第2様式1-2、第2様式1-3、第2様式2-1、第2様式2-2、第2様式5、第2様式6、第2様式9-1、第2様式9-3、第2様式10-1、第2様式10-3

⑧ 生活保護法による進学準備給付金の支給について（平成30年6月8日社援発0608第6号）【参考資料3-8】

・3(1)中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添3-8】

第2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局 03-5253-1111 (代表)

総務課 佐藤、太田、若目田、岡崎 (内線 2891、2809)

保護課 八木、東浦 (内線 2827)

地域福祉課 川田、太田 (内線 2232)

